

原議保存期間 10年
(平成31年12月31日まで保存)

警察庁丁規発第78号
平成21年12月24日
警察庁交通局交通規制課長

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

駐車規制からの除外措置の対象範囲の変更について

身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第298号。別添1参照。)及び身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第157号。別添2参照。)が本年12月24日に公布され、平成22年4月1日に施行されることとなった。

これらにより、身体障害者手帳の交付対象となる身体障害に「肝臓の機能の障害」が追加されたことを踏まえ、「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しにおける留意点について」(平成19年2月6日付け警察庁丁規発第19号、丁交指発第11号)1(2)ア(イ)の表を別紙のとおり変更することとしたので、各都道府県警察にあっては、必要に応じ都道府県公安委員会規則を見直すなど、適切に対処されたい。

なお、都道府県公安委員会規則を改正した場合には、警察庁交通局交通規制課長宛に報告されたい。

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	—
	移動機能	1級及び2級	—
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	—
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症